

平成 21 年 6 月 2 日

各 位

京都市南区東九条松田町 138 番地 2

大西電気株式会社

代表取締役社長 大西俊一

(コード番号：3095)

問い合わせ先 取締役管理部長 多田敏洋

電話 075-693-5231

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 51 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 6 条を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> <u>第 6 条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。	<u>(削除)</u>
<u>第 7 条</u> (条文省略) <u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u>	<u>第 6 条</u> (現行どおり) (単元株式数)
<u>第 8 条</u> ① (条文省略) ② <u>当会社は、第 6 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	<u>第 7 条</u> (現行どおり)  <u>(削除)</u>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (条文省略) (4) 第10条に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 ①～② (条文省略) ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第52条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり) (4) 第9条に定める請求をする権利</p> <p>第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第51条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日(金曜日)  
平成21年6月26日(金曜日)

以上